

第1回日本人船員に係る税制に関する検討会（議事概要）

1. 日 時： 平成22年11月26日（金）10:00～12:00

2. 場 所： 合同庁舎2号館15階海事局会議室

3. 出席者：

【委 員】 品川委員（座長）、岩崎委員、大内委員、駒宮委員、中村委員、
中本委員、服部委員、藤澤委員、横江委員
（※ 座長以外五十音順、敬称略）

【国土交通省】 福本次長、後藤審議官、瀧本総務課長、吉永国際企画調整室長、
峰村財務企画室補佐、平田外航課長（庄司補佐）
石澤海事人材政策課長、川上企画調整官ほか

4. 海事局より検討会の設立趣旨、船員関係税制の概要等について説明を行い、その後フリートーキングを行った。委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・ 外航日本人船員にインセンティブを付与した場合どのように国民経済に影響を及ぼすかという点と、政策目的とした5,500人の外航日本人船員の確保が本当に可能なのか否かという点が問題である。外航求人数が船員倍増の目標に見合っていないとしたら、船社が日本人を採用しようとしていないところに外国人とのコスト差を税金でカバーして雇用のインセンティブを付与する必要があるのか、日本を離れる勤務をきらうという最近の若年求職者の傾向から多少の減税でどの程度の効果が見込めるのか等、理論を再構築する必要がある。

また、トン数標準税制それ自体がどの程度の効果があり、外航産業にどのような影響を及ぼしているのかということも検討しなければならない。いずれにしても、相当の覚悟での理論武装が必要である。

- ・ 特定の職種や事情について税制上の優遇策を設けるとなれば、憲法に基づく租税の大原則である租税公平主義に触れるおそれがあり非常に難しい。また、政権交代後に租税特別措置法が見直されている中で、新たな租税特別措置をもう一つ増やすというのも非常に難しい。

一方、現行制度上では二つの方法が考えられ、現行所得税法で認められている特定支出控除の枠内で外航船員に係る特別な費用部分を概算し、その分の控除を認める方法、あるいは現行非課税扱いである航海日当を超える費用の額を証明し、航海日当額の増額を行った上で非課税とする方法である。

- ・ 政策減税が認められるためには、必要性和効果に説得力が必要である。船社が外国人とのコスト差により日本人を雇用しないのであれば、減税で多少船員の手取額が増える、場合によっては雇用側のコスト減となるにしても、外国人とのコスト差を補えないとすれば基本的な解決にはならない。

また、外航日本人船員の志望者が減少している原因は何か。半年以上も船内にいること等の船員の特殊な労働環境が原因ならば税制とは別な対応をとるべき。なお、洋上生活が長い点を強調して「準居住者」として減税を検討することはあり得るのではないか。

- ・ （H22税制改正要望の経緯に鑑みて）前回の指摘を跳ね返すだけの違う視点の発想をし、論点を変えていかなければ認められないのではないか。

以 上